

【役員名簿】

令和2年7月1日現在

| | | |
|----|-----|----|
| 理事 | | |
| 定数 | 7人 | |
| 実数 | 常勤 | 3人 |
| | 非常勤 | 4人 |
| | 計 | 7人 |

| | | |
|----|-----|----|
| 監事 | | |
| 定数 | 2人 | |
| 実数 | 常勤 | 0人 |
| | 非常勤 | 2人 |
| | 計 | 2人 |

| 区別・職名 | | 氏名 | 性別 | 常勤・非常勤 | 現職 | 住所 | 就任年月日 (重任年月日) | 選任区分 | ※印 学外 |
|-------|------|--------|----|--------|-----------------------------|---------|----------------------------|-----------------------|----------|
| 理事 | 理事長 | 真板 竜太郎 | 男 | 常勤 | 清和大学短期大学部学長 木更津総合高等学校校長 | 千葉県木更津市 | 平成11年9月27日 (R01.12.01) | 短大学長 | |
| 理事 | 副理事長 | 真板 陽介 | 男 | 常勤 | 学校法人君津学園事務局長 清和大学附属幼稚園園長 | 千葉県木更津市 | 平成27年11月27日 (R01.12.01) | 評議員会選任 | |
| 理事 | | 織田 恭一 | 男 | 常勤 | 清和大学学長 | 千葉県木更津市 | 平成26年11月1日 () | 大学学長 | |
| 理事 | | 常澄 良平 | 男 | 非常勤 | 無職 | 千葉県市原市 | 平成30年2月23日 (R01.12.01) | 評議員会選任 | ※ |
| 理事 | | 鳥海 高充 | 男 | 非常勤 | カギサグループ(株) 代表取締役 | 千葉県富津市 | 平成16年12月25日 (R01.12.01) | 評議員会選任 | ※ |
| 理事 | | 近藤 郁子 | 女 | 非常勤 | ピアノ教師 | 千葉県木更津市 | 平成20年3月1日 (R01.12.01) | 理事会選任 | ※ |
| 理事 | | 安西 要吉 | 男 | 非常勤 | 学校職員 | 千葉県木更津市 | 令和元年12月1日 | 理事会選任 | ※ |
| 監事 | | 片山 渉 | 男 | 非常勤 | 無職 | 千葉県木更津市 | 令和元年6月1日 | 理事会で選出し評議員会の同意後理事長が選任 | ※ |
| 監事 | | 三上 健一 | 男 | 非常勤 | 無職 | 千葉県木更津市 | 令和2年6月11日 | 理事会で選出し評議員会の同意後理事長が選任 | ※ |

昭和 63 年 4 月 1 日 制定

平成 15 年 10 月 22 日改定

学校法人君津学園役員報酬規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、学校法人君津学園の役員報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(役員手当の内容)

第 2 条 役員報酬は、役員給与、役員賞与及び交通費とする。

(役員給与)

第 3 条 役員給与は次の各号による。

- (1) 理事長 月額 550,000 円
- (2) 副理事長 月額 500,000 円
- (3) 常勤理事 月額 300,000 円
- (4) その他の理事 年額 120,000 円
- (5) 監事 年額 120,000 円

2 常勤の理事(理事長及び副理事長を含む。以下同じ。)が次の各号に定める立場を有する場合においては、それぞれに定める額(千円未満切り捨て)を控除した額をもって役員給与とする。

(1) 各設置校において専任教職員としての立場を有する場合

300,000 円(但し、各設置校から受け取っている給与月額が 300,000 円を下回る場合は、実際の給与月額とする。)

(2) 大学、短期大学、高等学校の兼任教職員としての立場を有する場合

1 つの設置校につき 50,000 円(但し、各設置校から受け取っている給与月額が 50,000 円を下回る場合は、実際の給与月額とする。)

(3) 幼稚園の兼任教職員としての立場を有する場合

1 つの設置校につき 30,000 円(但し、各設置校から受け取っている給与月額が 30,000 円を下回る場合は、実際の給与月額とする。)

3 前項の規定により、控除後の残額が以下に定める額を下回る場合には、以下に定める額をもって役員給与とする。

理事長 月額 65,000 円

副理事長 月額 60,000 円

常勤理事 年額 120,000 円

(役員賞与)

第 4 条 役員賞与は、役員報酬が月額で支払われる常勤の理事に対して学校法人君津学園給与規程第 16 条に基づき支給する。

(交通費)

第5条 県外に在住の役員が理事会等に出席のため、学園に参集した場合には、交通費実費を支給することができる。

(役員手当の支払方法)

第6条 役員報酬は、直接本人に支払う。但し、本人より申し出のあったときは、預金口座等への振込により、これに代えることができる。

(規程の改廃)

第7条 この規程を改廃しようとするときは、理事会の議決を得なければならない。

附 則

この規程は、昭和63年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から適用する。